

令和6年4月開設

「伊賀地域消防指令センター」

伊賀市・名張市が共同で

119番通報に対応します

伊賀市消防本部と名張市消防本部は、4月1日から伊賀市消防本部3階に「伊賀地域消防指令センター」を開設し、消防通信指令業務の共同運用を開始します。

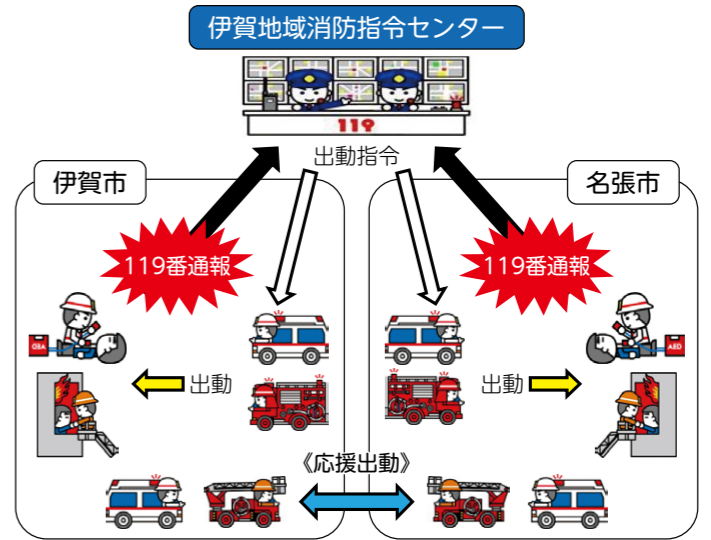
この消防指令センターでは、伊賀市と名張市からの119番通報を一括して受け、災害発生場所に消防車、救急車を出動させます。

消防指令業務（119番通報の受信、消防車や救急車の出動指令、無線通信の統制など）を共同運用することで、業務の効率化、施設整備費・維持管理費の削減を図り、大規模災害発生時にも迅速な応援体制が確保できるようにします。

◆共同運用のメリット

- 住民サービスの向上
通信機能を強化した高機能な指令システムの導入により、災害現場を素早く確認することができます。
- 災害対応能力の強化
119番通報の受信能力と処理能力が大幅に向上し、人員配備や施設などの効率的な運用と大規模災害への効果的な対応ができます。

【対象】 伊賀市・名張市の市域からの通報
【職員数】 22人（伊賀市消防本部12人・名張市消防本部10人）



映像通報機能システムを導入します
 通報者が、音声での119番通報だけでは伝えきれない災害状況を、通報者のスマートフォンのカメラを通じて消防指令センターへ映像情報を提供できるシステムです。
 通信指令員が現場状況を映像で確認できるので、通報者への的確な応急手当の指導や消防・救助活動に役立てることができます。

【問い合わせ】 消防本部通信指令課 ☎ 24-9110 FAX 24-3544 ✉ tsuushin-shirei@city.iga.lg.jp

令和5年 火災 救急 救助 出動件数

※数値は速報値です。

■火災

昨年の火災件数は83件（前年比14件増加）でした。建物火災24件のうち住宅火災は7件で「電気機器、電気配線」や「こんろ」などが主な発生原因でした。

また、市内では毎年、枯草焼却が原因の火災が多く発生します。やむを得ない場合を除き、屋外での焼却は行わないようにしてください。

概要		令和5年	前年比
火災件数 (件)	建物火災	24	-1
	林野火災	5	+1
	車両火災	6	-2
	その他火災	48	+16
	合計	83	+14
死傷者 (人)	焼死者	0	±0
	負傷者	9	+1

■救助

昨年の救助件数は65件（前年比11件増加）で36人を救助しました。

救助の出動概要		令和5年	前年比
事故種別 (件)	交通事故	34	-1
	水難事故	5	+5
	その他の事故	26	+7
	合計	65	+11

■救急

昨年の救急件数は5,759件（前年比265件増加）で、搬送した人数は4,751人（前年比135人増加）でした。

市内で1日あたりの救急車出動件数は平均16件で、市民の約15人に1人が救急車を利用したことになります。

救急の出動概要		令和5年	前年比
事故種別 (件)	急病	3,763	+204
	交通事故	360	+21
	一般負傷	870	+106
	転院搬送	554	+12
	その他	212	-78
	合計	5,759	+265

◆救急車は適正に利用しましょう

救急車は限りある資源です。伊賀市の安心安全を守るために皆さんのご理解とご協力をお願いします。



【問い合わせ】

- 火災関係 消防本部予防課
☎ 24-9105 FAX 24-9111
✉ yobou@city.iga.lg.jp
- 救急・救助関係 伊賀消防署管理課
☎ 24-9120 FAX 24-9111
✉ kanri-fd@city.iga.lg.jp



応急手当講習会を受講しませんか

目の前で大切な人や、たまたま隣り合わせた人が倒れたとき、あなたは手を差し伸べることができますか？消防本部では、応急手当講習会を毎月実施しています。特別な資格がなくても、誰でも行えるのが応急手当です。簡単で効果の高い応急手当を身につけるために講習を積極的に受講してください。年間の実施日程は市ホームページをご覧ください。



年間実施日程

- 【4月の実施日】** 普通救命講習Ⅰ：4月16日(火) 午前9時～正午（定員30人）
- 【ところ】** 消防本部 3階研修室
- 【対象者】** 市内在住・在勤・在学の中学生以上 ※団体での申し込みは事前に電話でご相談ください。
- 【申込方法】** インターネットまたは電話
- 【申込期間】** 講習日1週間前まで（先着順で定員になり次第、締め切り）
- 【申込先・問い合わせ】** 伊賀消防署管理課 ☎ 24-9106 FAX 24-9111



申込フォーム

◆コース

- 普通救命講習Ⅰ（3時間）
成人に対する心肺蘇生法、AED取り扱い、異物除去法、止血法
- 普通救命講習Ⅲ（3時間）
乳児（1歳未満）、小児（1歳以上およそ16歳未満）に対する心肺蘇生法、AED取り扱い、異物除去法、止血法
- 上級救命講習（8時間）
成人、小児、乳児に対する心肺蘇生法に加え、幅広い応急手当を学ぶ講習
※上級救命講習を受講するための資格や受講歴は問いませんので、初めて救命講習を受ける人も受講できます。
- 応急手当普及員講習（3日間 合計24時間）
所属する事業所の従業員や地域の人などに対して、「AEDの使い方」を含む心肺蘇生法を指導していただく指導者育成のための講習

